

大和市コミュニティセンター設置条例及び大和市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第6号

大和市コミュニティセンター設置条例及び大和市児童館条例の一部を改正する条例

(大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

第1条 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 大和市コミュニティセンター下鶴間会館の項中「大和市下鶴間2516番地2」を「大和市下鶴間2880番地2」に改める。

別表第2中 「

集会室
休養室(和室)

」を 「

集会室
大会議室
休養室(和室)
小会議室

」に、「

保育室

」を 「

保育室
中会議室

」

に改める。

(大和市児童館条例の一部改正)

第2条 大和市児童館条例(昭和44年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表大和市下鶴間児童館の項中「大和市下鶴間2516番地2」を「大和市下鶴間2880番地2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に大和市コミュニティセンター下鶴間会館の集会室、休養室(和室)及び保育室についてした第1条の規定による改正前の大和市コミュニティセンター設置条例第17条第1項の規定による使用の承認及び同条例第22条の規定による使用料の納入であって、施行日以後の使用に係るものは、それぞれ大和市コミュニティセンター下鶴間会館の大会議室、小会議室及び中会議室についてした第1条の規定による改正後

の大和市コミュニティセンター設置条例第17条第1項の規定による使用の承認及び同条例第22条の規定による使用料の納入とみなす。